

新潟市身体障がい者自動車運転免許取得費助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、身体障がい者の就労等社会活動への参加を促進するため、身体障がい者に対して第1種運転免許の普通自動車免許（以下「免許」という。）の取得に要する費用を助成することに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 助成の対象者は、新潟市に住所を有する障がい等級4級（個別等級）以上の身体障がい者で、免許の取得により就労等社会活動への参加に効果があると認められる者とする。

(申請)

第3条 助成を受けようとする者は、免許の取得に際し、あらかじめ免許を取得する理由を記載した自動車運転免許取得費助成申請書（別記様式第1号）に身体障害者手帳を添えて、市長に申請しなければならない。

(助成の決定等)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、助成が適当と認められるときは、免許の取得を条件に助成の決定をし、当該申請をした者に対し、自動車運転免許取得費助成決定通知書（別記様式第2号）により通知する。この場合において、前条の規定により申請した日の属する年度の末日までに当該者が免許を取得することができなかったときは、当該決定はその効力を失う。

2 市長は、前条の規定による申請の内容を審査し、助成が適当と認められないときは、却下の決定をし、当該申請をした者に対し、却下決定通知書（別記様式第3号）により通知する。

(免許取得の届出)

第5条 前条第1項の規定により助成の決定を受けた者（以下「助成対象者」という。）は、免許を取得したときは、速やかに自動車運転免許取得届（別記様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に届け出なければならない。

(1) 自動車運転免許証の写し

(2) 免許取得に要した費用の領収書又はその写し

(再申請)

第6条 助成対象者が、第3条の規定により申請した日の属する年度の末日までに免許を取得することができなかったときは、当該年度の翌年度以降に再度、第3条の規定による申請をすることができるものとする。

(助成の交付)

第7条 市長は、第5条の規定による届出があったときは、助成対象者に助成をする。この場合において、第3条の規定により申請した日の属する年度の末日までに免許を取得した者に対して助成を行うものとする。

(助成額)

第8条 前条の助成の額は、免許取得に直接支出した費用の3分の2とする。ただし、その額が10万円を超えるときは、10万円を限度とする。この場合において、1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

附 則

この要綱は平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成29年4月1日から施行する。